

2025年度 地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼 申請受付のお知らせ

2019年12月4日に公布された薬機法において、薬局の機能に関する認定制度が創設され、専門医療機関連携薬局の認定に関する事項（第6条の3関係）が追加されました。

今般、一般社団法人日本医療薬学会（以下、日本医療薬学会）が認定する2025年度の地域薬学ケア専門薬剤師の研修施設（基幹施設）調整依頼申請の受付が開始されましたのでお知らせします。

地域薬学ケア専門薬剤師の認定資格の1つに、地域薬学ケア専門薬剤師研修施設において5年以上の研修歴を有することという要件がありますが、当該研修を履修するためには、日本医療薬学会が認定する各認定制度の指導薬剤師が在籍している地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）との連携研修が必須事項となります。

本申請では、連携研修希望者と受入先基幹施設の調整（マッチング）を行います。当該調整については、広島県薬剤師会に設置された地域薬学ケア専門薬剤師研修調整委員会において、県単位で調整を行います。

本申請をご検討される方は、地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程及び同規程細則を十分にご確認の上、お手続きください。

1.申請資格

本申請の対象となる方は、以下の4つのすべてを満たしていることが必須です。

- 1) 所属する薬局が、地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）認定を取得している。又は認定要件を備えており、今年度申請ができる。
- 2) 暫定認定者としての連携研修を希望する場合は、地域薬学ケア専門薬剤師あるいは地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の暫定認定の資格要件を備える見込みがあり、今年度いずれかの申請を行うことができる。
- 3) 月3～4回の基幹施設での研修を5年間継続して履修できる。また、基幹施設においては規定等（ワクチン接種等も含む）を遵守できる。
- 4) 研修内容について、事前に自身で研修ガイドラインならびに研修コアカリキュラムを確認し、自施設での履修内容を検討できる。その上で、基幹施設の指導者と相談し、基幹施設、連携施設それぞれにおける研修内容を決定できる。

【受付期限】

調整申込料振込期限：2025年8月29日（金）※当日付まで

申請受付期限 : 2025年8月31日（日）

【提出方法】 [日本医療薬学会 \(jsphcs.jp\)](http://jsphcs.jp) から依頼書をダウンロードしデータでのアップロードが必要です。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、日本医療薬学会のE-mail (pha@jsphcs.jp) のみです。